

さ情審査答申第122号
平成28年 4月14日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年6月10日付けで貴職から受けた、「都市公園課が保有する調公園拡張整備工事に関する行政情報すべて」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年4月30日付け都計都公第271号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち企業の名称等の開示（条例7条2号本文前段該当情報を除く。）を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、実施機関が特定した行政情報の名称と開示しない部分の関連が不明であると主張している。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 「調公園拡張整備工事」とは、既に供用されている調公園の隣接地である埼玉県用地を取得し、平成26年度に実施機関にて、広場のならし、手すり付きの階段、傾斜路、出入り口広場やベンチ、植栽及び土留め、排水設備な

どを施工したものである。

- 2 工事の発注から完成するまでには、設計、積算、入札、契約、施行、監督、検査等の過程があるが、実施機関は本件開示請求に対して、起工から竣工に至るまでの図書全てを特定し、本件処分を行った。
- 3 本件開示請求の対象となる文書において、個人に関する情報で氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるとして条例第7条第2号に該当するため不開示とした。
- 4 次に、工事費を算出するための積算の根拠を示すため、階段の手すり、傾斜路や出入口の舗装材である自然石平板及び側溝など工事に使用する材料の単価について、複数のメーカーから参考見積りを徴収し適正であることを確認の上、最低値を設計単価とした。その設計単価と労務費や機械経費などを基に施工価格を算出し、諸経費を加算したものが、「工事設計書」となる。この「工事設計書」を作成する過程の中で、設計単価を決定するために徴収した全ての参考見積りの結果を集約した資料が「見積り一覧表」である。この資料には見積りを徴収したメーカーの名称、住所及び電話番号が表記されており、公にすることで当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利利益を害するおそれがあるとして条例第7条第3号に該当するため不開示とした。
- 5 異議申立人の主張として、「実施機関が特定した行政情報の名称と開示しない部分の関連が不明である」とあるが、行政情報一部開示決定通知書において、実施機関が特定した行政情報の名称と開示しない部分を適切に記載している。
- 6 また、「本件不開示情報（企業の名称等）を開示せよ」と主張しているが、見積りメーカー等の名称、住所や電話番号を開示することで、企業にて長年積み重ねた設計や施工上のノウハウや技術力、一途な営業活動から得た信用と信頼の実績などから公正な競争関係における有利性などを害するおそれがあることから不開示にしたことは適切である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が開示請求を行った「都市公園課が保有する調公園拡張整備工事に関する行政情報すべて」である。

実施機関は本件開示請求に対し、調公園拡張整備工事に係る見積り一覧表（以下「本件見積り一覧表」という。）外45件の行政情報を特定し、条例第7条第2号に該当する個人の氏名等及び本件見積り一覧表に記載されている条例第7条第3号に該当する企業の名称、住所及び電話番号（以下「企

業名等」という。)を不開示として、本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を取り消し不開示部分である企業の名称等を開示せよ(条例7条2号本文前段該当情報を除く。)と主張し、本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 見積り一覧表について

実施機関の説明によると、調公園拡張整備工事に係る工事設計書を作成するに当たり、さいたま市の「土木・下水道工事設計単価表」等の刊行物(以下「単価表等」という。)で材料の単価が定められている場合は、定められた単価を採用するが、刊行物に単価の定めがない資材を使用する場合は、「土木工事の積算に用いる設計単価の取扱いについて」に定める単価の見積徴収方法により、原則として3社以上から見積り徴収することとしている。

調公園拡張整備工事においては、階段の手すり、傾斜路や出入の舗装材である自然石、平板及び側溝などについては単価表等に定めがないことから、上記方法に基づき企業から見積書を徴収している。

本件工事で使用する資材単価については、複数のメーカーから参考見積りを徴収し適正であることを確認の上、最低値を設計単価とし、その設計単価、労務費及び機械経費を基に施工価格を算出し積み上げた合計に、諸経費を加算したものが、「工事設計書」である。

そして、「工事設計書」を作成する過程の中で、設計単価を決定するために企業から徴収した参考見積書と参考見積書の見積内容を集約した資料と一緒に綴られたものが「見積り一覧表」であるところ、見積書を集約した上記資料には資材ごとの単価、品名、形状、規格、寸法、会社名、採用単価及び単位が記載されている。

(2) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、本件見積り一覧表に記載された企業名等の企業を識別できる部分を不開示としているが、単価、品名、形状、規格、寸法、採用単価及び単位(以下「単価等」という。)は開示している。

見積り一覧表に記載された企業名等や単価等の情報は、開示することにより、見積書を提出した企業が各資材をどの程度の価格で仕入れることができるかという営業上のノウハウや企業独自の技術があるために他の企業より資材単価を安くすることができるという企業努力を示すものであるところ、実施機関は市民への説明責任を果たす観点から、工事設計書の作成過程を明らかにすることにより入札の透明性を確保し、市民が実施機関の作成した工事設計書の適正性を確認できるようにする趣旨で、企業名等は不開示とするものの、単価等を開示したものと考えられる。

実施機関は本件処分において各資材の単価等を開示しているが、さらに企業名等まで開示すると、見積書を提出した企業が各資材をどの程度の価格で納入できるのかという当該企業の価格競争力を明らかにすることになり、今後当該企業が事業活動において競争上不利な立場に置かれるおそれがあると認められる。

したがって、条例第7条3号に該当するとして企業名等を不開示とした本件処分は妥当である。

3 なお、異議申立人は、「実施機関が特定した行政情報と開示しない部分の関連が不明である」と主張しているので検討する。

当審査会において確認したところ、実施機関が平成27年4月30日付けで異議申立人宛てに送付した行政情報一部開示決定通知書には、実施機関が特定した行政情報の内容及び、開示しない部分と開示しない理由とが明示されている。

実施機関によれば、異議申立人は開示の実施を受けることなく、本件異議申立てをしたとのことであり、異議申立人が開示の実施を受けて実施機関が特定した行政情報と開示しない部分を確認すれば、その関連性は分かるはずである。したがって、異議申立人の主張は失当である。

4 よって本件異議申立てについて、当審査会は前記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 6月10日	諮問の受理
②	同 年 6月26日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 7月16日	審議
④	同 年 9月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成28年 3月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)